

月報私学

2019
6
VOL.258



安田女子大学・安田女子短期大学は開学以来、一貫して学園訓「優しく剛く」の教育理念のもと、きめ細かな女子教育を行い、7学部13学科1短大4研究科を擁する女子総合大学へと発展してきました。2016年に竣工した1号館（写真左上）の学修空間「ラーニングcommons」（写真右上・右下・左下）では、多くの学生が発表準備やグループワークに熱心に取り組んでおり、学生の創造性が育まれています。

写真提供：学校法人 安田学園 安田女子大学・安田女子短期大学（広島県広島市）

CONTENTS

- 令和元(2019)年度 私学事業団の事業計画と予算 2
- 令和元(2019)年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催 5
- 平成30年度版 自己診断チェックリストをご活用ください 6
- 若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください 9
- 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内 10
- 就任のあいさつ／学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください 12
- ヘルスケアポイントの利用案内 13
- 標準報酬月額の時給決定 14
- 標準報酬月額の改定が必要なとき 15
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します 16
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには／私学共済ホームページのログインページのご案内 17
- INFORMATION 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 20

令和元(2019)年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。
令和元(2019)年度は、東日本大震災からの復興支援分(7億1532万円)を含む3165億1532万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

元(2019)年度の貸付事業計画額は、625億円となっています。

貸付財源は、国の財政融資資金291億円、自己調達資金334億円(うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ311億円)を予定しています。

す。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置(昭和40年大蔵省告示第154号)が受けられます。

元(2019)年度は、220億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置(特定公益増進法人の措置)が受けられます。

元(2019)年度は、2500万円を交付する予定です。

なお、元(2019)年度の寄付金受入目標額は2500万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置(特定公益増進法人の措置)が受けられます。

元(2019)年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1484万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講

師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育情報や教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校
の特色や、具体的に実践している教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトにて公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・大学・短期大学を設置する学校法人の理事長・理事を対象に、経営面の知識を深め、ガバナンスや経営基盤の強化に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。
- ・私立大学等の若手職員を対象に、人材養成を目的としたセミナーを実施します。

- ・学校法人の経営の参考となる財務関係データを提供するため、「今日の私学財政」を発行します。また、私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を私学事業団ホームページ等で公表します。

共 済 業 務

私学共済制度の構成員と標準報酬等

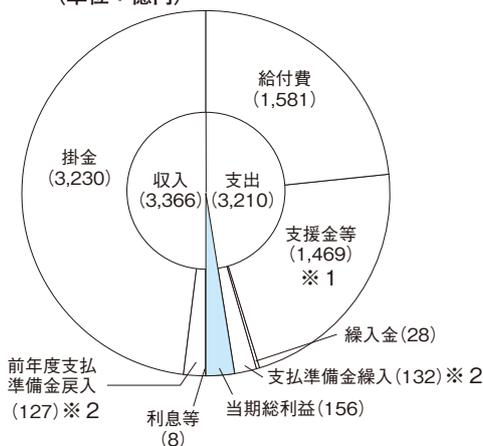
元（2019）年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計約150万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。

また、標準報酬月額の内平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区 分	①構成員（人）	②標準報酬月額の平均（円）	③標準賞与の平均年額（円）
合計加入者	600,895	371,392	1,291,217
（短期加入者）	(597,624)	(370,812)	(1,287,128)
（年金等加入者）	(577,697)	(360,081)	(1,218,706)
被扶養者	343,013	—	—
年金受給者	557,225	—	—
総 計	1,501,133	—	—

図1 医療給付事業（短期勘定）の予算収支（単位：億円）



注）四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

医療給付事業
病气やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、医療給付費及び高齢化の進展による高齢者医療制度への支援金等の増加により、現行の掛金率のままでは財政の均衡を保つことが困難となるが見込まれることから、8・569%に変更しました（前年度掛金率8・232%）。
介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・592%に変更しました（前年度掛金率1・424%）。
この掛金率を基に推計した掛金収入は3230億円となり、前年度に比べ210億円の増加となる見込みです。
保健給付等の給付費については、前年度に比べ51億円増加の1581億円

を見込み、また、他制度への支援金等（※1）として、前期高齢者納付金433億円、後期高齢者支援金714億円、介護納付金321億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（3238億円）と給付費、支援金等及び繰入金（3077億円）との収支差に、支払準備金の戻入と繰入（※2）との差額を加えた156億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等
介護保険、高齢者医療などの医療制度に要する費用などを賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入
短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

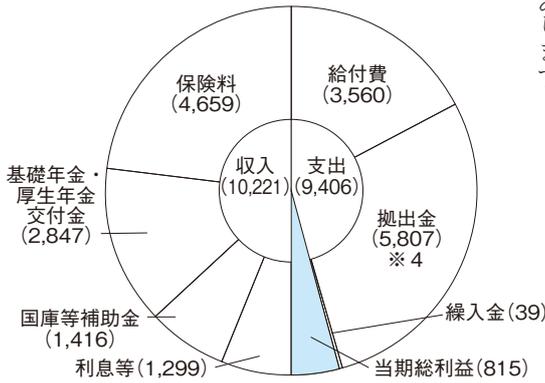
〈厚生年金勘定〉
加入者保険料率は、平成26年に行った財政再計算の結果を踏まえて、毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになりました。
軽減保険料率（※3）は、平成31年4月～8月までは14・619%、9月～翌年3月までは14・973%に変更しました。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。
軽減保険料率を基に推計した保険料収入は4659億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1416億円、基礎年金交付金30億円、厚生年金交付金2817億円を見込んでいます。

また、給付費は3560億円を見込み、その他に基礎年金拠出金2638億円、厚生年金拠出金3169億円等を見込み、図2（次頁参照）のとおり収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入（1兆221億円）と給付費、拠出金（※4）及び繰入金等の支出（9406億円）との収支差815億円が当期総利益となる見込みです。

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の
予算収支(単位：億円)

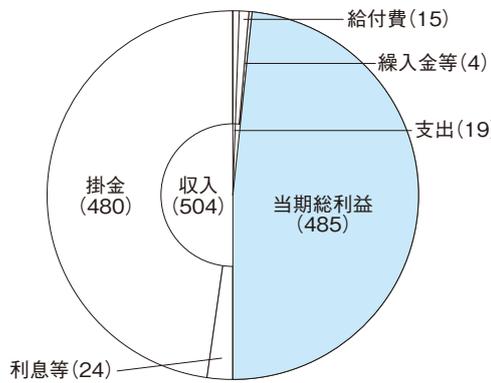


注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

※4 拠出金
基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとの加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

※3 軽減保険料率
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができるとされており、平成31年4月～8月の加入者保険料率は15・770%から1・151ポイント軽減し14・619%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し14・973%となります。これを軽減保険料率とといいます。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の
予算収支(単位：億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

〈退職等年金給付勘定〉
退職等年金給付掛金率は、平成30年財政再計算の結果、前年度と同率の1・50%に据え置きました。
この掛金率を基に推計した掛金収入は480億円、給付費は15億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。
掛金及び利息等の収入(504億円)と給付費及び繰入金等の支出(19億円)との収支差485億円が当期総利益となる見込みです。

福祉事業
健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

元(2019)年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財

源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・3億円が措置されています。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として27億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として40億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいている会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

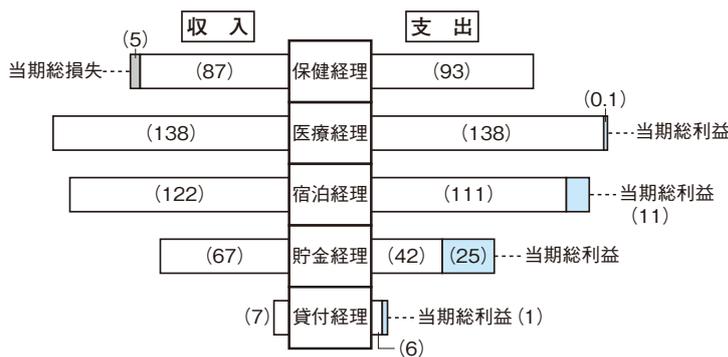
宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

なお、元(2019)年度末の加入者貯金残高は、1兆1937億円と見る見込みです。
貸付事業
結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。
元(2019)年度の貸付額は、加入者貸付99億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆**その他事務費など**

医療給付事業及び年金等給付事業の事務費用は、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金70億円により賄うこととなります。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

令和元(2019)年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確立や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

私学リーダーズセミナー

私学リーダーズセミナーは、今年度は、大学・短期大学編と新任理事編を実施します。

〔大学・短期大学編〕

大学・短期大学編は大学又は短期大学を設置する学校法人の理事長、理事を対象に、大学等の魅力向上や経営基盤強化のため、私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに開催します。

〔新任理事編〕

今年度から新たに開催する新任理事編は、大学又は短期大学を設置する学校法人の理事長、理事のうち、新任の方を対象に、学校法人の理事として必要な法律、会計・労務等をテーマに外部の専門家等を講師に招いて開催します。

- 参加費 2万円
- 申し込み締め切り日 7月11日(木)

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

職員の資質向上を目的としたSD(スタッフ・ディベロップメント)が義務化され、職員の役割はますます重要となっています。

本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準等の解説を行う他、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための双方向講義や、グループワークによる実践的な研修を実施します。

- 参加費 5万円
- 申し込み締め切り日 7月4日(木)

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3)2330 7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

私学リーダーズセミナー

●大学・短期大学編

日時・場所: 令和元年11月15日(金) 大阪ガーデンパレス
対象: 大学又は短期大学を設置する法人の理事長・理事
定員: 80名(申し込みは各法人1名)

時間	内容等
10:00～	開会・基調講演「私立であることの社会的意義(仮題)」 私学事業団 理事長 清家 篤
11:15～	講演「高等教育政策の展望と課題(仮題)」 文部科学省
13:15～	講演「私立大学・短期大学の現状について」
14:10～	講演「青森明の星短期大学の大学改革と今後の戦略(仮題)」 青森明の星短期大学 学長 石田一成氏
15:35～	講演「宮崎国際大学の大学改革と今後の戦略(仮題)」 学校法人宮崎学園 理事長 山下恵子氏
16:45～	閉会(16:50終了)

●新任理事編

日時・場所: 令和元年11月29日(金) 東京ガーデンパレス
対象: 大学又は短期大学を設置する法人の役員のうち、平成30年4月1日以降に学校法人の常勤の理事長又は理事に初めて就任した方
定員: 45名(申し込みは各法人1名)

時間	内容等
10:30～	開会
10:40～	講演「私立大学・短期大学の現状について」
11:10～	講演「学校法人役員が果たすべき役割(仮題)」 学校法人二松学舎 理事長 水戸英則氏
13:10～	講演「学校法人役員に必要な法律の基礎知識と事例(仮題)」 TMI 総合法律事務所 弁護士 大河原遼平氏
14:35～	講演「学校法人役員がおさえる財務諸表のポイント(仮題)」 新創監査法人 公認会計士 高橋克典氏
16:00～	講演「学校法人にかかる労務・人事の問題と対応(仮題)」 社会保険労務士曾田事務所 所長 曾田 究氏
17:15～	閉会(17:20終了)

私学スタッフセミナー

日時・場所: ①令和元年9月18日(水)～20日(金) 仙台ガーデンパレス
②令和元年10月30日(水)～11月1日(金) 広島ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象: 平成31年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学・短期大学職員

定員: 各会場24名(申し込みは各法人1名)

＜1日目＞

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:20～	講演「私立大学・短期大学の現状について」
15:00～	講演「学校法人会計基準」
16:40～	講演「財務分析と経営計画」
18:00～	懇親会(19:30終了)

＜2日目＞

時間	内容等
9:10～	講演「大学職員の役割について」 【仙台】京都外国語大学 コミュニティ・エンゲージメントセンター 副センター長 山崎その氏 【広島】学校法人石田学園 常務理事 松井寿貢氏
10:45～	講演「私学行政について(仮題)」 文部科学省
13:00～	グループワークの解説・グループワークI
14:40～	グループワークII
19:00～	グループワークIII(20:00終了)

＜3日目＞

時間	内容等
9:00～	グループ発表
11:35～	修了証書授与・表彰・閉会(12:30終了)

—平成30年度版—

自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うために開発されたツールです。平成30年度版を私学事業団ホームページ（助成業務のご案内▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」）に掲載していますので、活用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大 学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成です。本号では、「高等学校編」を使ってご紹介いたします。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリス

ト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、それぞれチェックします。両方でチェックすることにより、収支状況の把握や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとに、どこに問題があるかを把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位では「事業活動収支状況」「生徒数関係」「教職員関係」「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。エクセルの様式にある「法人入力シート」「学校入力シート」、「目標値入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人全体、学校部門の数値が算出されます。算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文やエクセルの参考資料等にある階層区分を基に評価します。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価することができます（次頁表2参照）。

絶対評価

指標ごとの適正値や法人が自ら設定

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（*）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（*）	収入に対して人件費はバランスがとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（*）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（*）	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（*）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

*はレーダーチャートで使用する項目です。

した目標値を基に、その達成度を5段階で評価します。法人の財務戦略や学部系統別の平均値等を参考に、目標値を設定したうえで評価を行うことが望ましいですが、項目によっては、具体例として目標値や考え方を示しています。

趨勢評価

4年前と比較した現在の数値が改善したか否かを5段階で評価します。

相対評価

全対象法人の中での自法人・学校の位置を10／1の10段階で評価します。

【例】教育活動資金収支差額比率（次頁表2参照）

教育活動資金収支差額比率は、平成25年4月の学校法人会計基準の改正で新たに加わった財務比率です。学校法人の本業である「教育活動」でキャッシュフローのプラスを生み出せているかを測ります。活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額を教育活動資金収入計で除して算出します。しかし、知事所轄学校法人では、学校法人会計基準第37条により活動区分資金収支計算書を作成しなくてもよいとされています。このため、本チェックリストでは、活動区分資金収支計算書を作成していない法人にも使用していただけるように、エクセル様式の「法人入力シート」に数値を入力し、算出できるようにしています。ただし、学校法人において、教育活動における金額を区別できる場合は、その金額に基づいた計算を行ってください。

表2の例では、平成29年度の教育活動資金収支差額比率は、4・3%なので、絶対評価は「直近年度は10%未満」の4となり、相対評価は、1・2／4・8

表2 財務比率等に関するチェックリスト (高等学校編・法人全体) より抜粋

(単位: 百万円) 評価表

項目	【※】			28年度	29年度	増減 H29-H25	対25年度 伸び率	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	点	絶対評価	趨勢評価 (P:ポイント)	点	相対評価
	25年度	26年度	27年度												
教育活動資金収支差額比率(I)/F	-0.5%	4.6%	2.5%	-0.1%	4.3%	+4.8P		4	8	3	10	2年連続 20%以上	5P以上増加	10	21.1% ~
教育活動資金収入 計(F)	2,723	2,333	2,658	2,829	2,359	-364	-13.4%							9	17.2% ~ 21.0%
教育活動資金支出 計(G)	2,687	2,221	2,492	2,702	2,382	-305	-11.3%							8	14.6% ~ 17.1%
教育活動調整勘定等 計(H)	-48	-6	-99	-130	124	172	357.5%							7	12.0% ~ 14.5%
教育活動資金収支差額(I)=(F)-(G)+(H)	-12	106	67	-3	101	113	920.1%							6	10.0% ~ 11.9%
														5	7.4% ~ 9.9%
								4	4.9% ~ 7.3%						
								3	1.2% ~ 4.8%						
								2	-4.6% ~ 1.1%						
								1	~ -4.7%						

【※】 25~27年度は旧会計準の決算値を擬似的に組換えて算出した参考値です。

%の範囲であることから、3となりま
す。趨勢評価は、平成25年度から平成
29年度にかけて4・8ポイント増加し
ているので、8となります。

総括表(レーダーチャートによる総合評価)

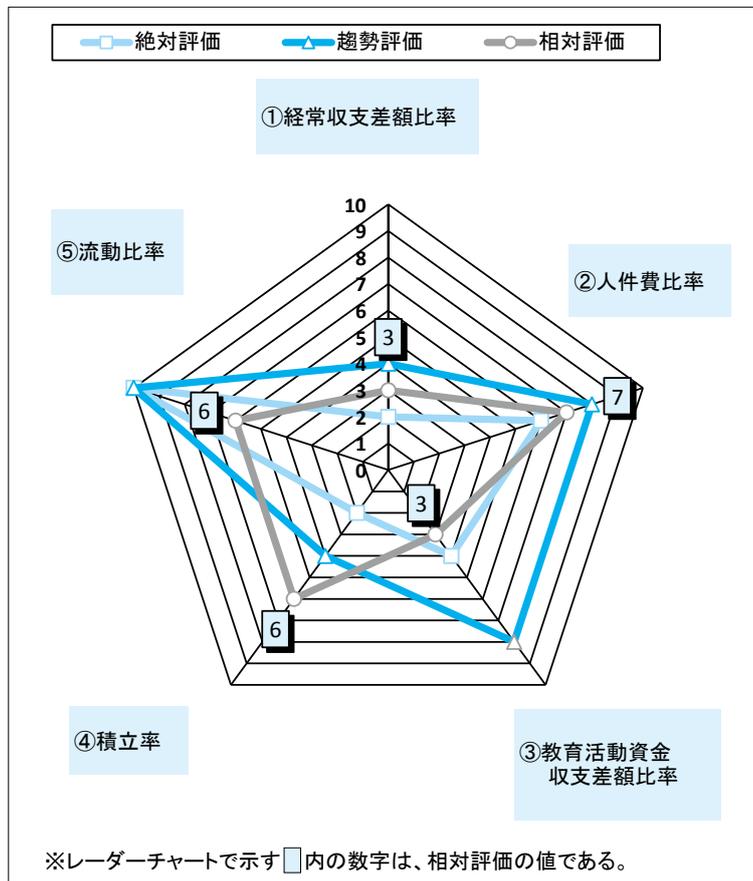
「財務比率等に関するチェックリス
ト」には、1頁に一つの財務比率等
(表2)の他に、法人全体、学校部門
ごとに、すべての財務比率等を一覽に
した総括表があります。各財務比率等
の頁は、比率を構成する数値も表示さ
れているため、より詳細な分析を行え
、総括表は、法人や学校全体の状況を一
目で把握することができます。

また、総括表では、特に重要な財務
比率を基にレーダーチャートを活用し
た総合評価も行えます(図参照)。法
人全体・学校単位の2種類があり、い
ずれのレーダーチャートも5点を結ん
だ図形の面積が大きいほど経営状況が
良いことを示します。逆に図形が小さ
く広がり欠け、いびつな場合は当該
項目に問題がある可能性があるため、
原因を分析し、改善策を検討する必要
があります。

「法人入力シート」にデータを入力
することにより、図に示すように絶対
、趨勢、相対の各評価の数値が算出され
、レーダーチャートが作成されます。

図の法人全体のレーダーチャートで
は、フロアに相当する「③教育活動資

図 レーダーチャート 総括表より抜粋 (高等学校編・法人全体)



※レーダーチャートで示す□内の数字は、相対評価の値である。

金収支差額比率」の趨勢評価は8と
なっています。表2のとおり、4年前と
比べて2・5ポイント以上増加してお
り、本業である教育活動の状態は改善
していますが、絶対評価は4、相対評
価は3と平成29年度の評価は低くなっ
ているため、さらなる改善が必要です。
一方、「①経常収支差額比率」は趨
勢評価が4、絶対評価は2、相対評価
は3と、すべての評価が低い値となっ
ています。これらの低評価には、実際の
資金支出を伴わない減価償却額が影響
している可能性があります。これ以上

の収益性の悪化は避けたいところでは
、ストック面である「⑤流動比率」は
絶対・趨勢評価が10と高いことから、
短期的な資金繰りに大きな問題は生じ
ないと考えられます。ただし、運用資
産の保有状況を表わす「④積立率」が
絶対評価2、趨勢評価4と低く、長期
的な安全性は悪化しています。
これらの評価を総合的に見ると「⑤
流動比率」が絶対・趨勢の両評価とも
高いため、直ちに資金繰りに窮するこ
とはないと考えられますが、「①経常
収支差額比率」と「③教育活動資金収

支差額比率」の絶対・相対評価が低く、将来の施設設備の取替更新や退職金の支払いなどを考慮すると、不安が残ります。早急に生徒確保や支出の見直しを講じる必要があります。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより、法人全体や学校部門の問題が浮き彫りになります。改善すべき収支科目は何か、悪化した要因は何かを、財務比率、生徒数、教職員数等から分析することによって、原因の把握と改善すべき点を明確にできます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。例えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能しているか、また、理事会の一体的な協力的体制が維持できているかなど、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかを確認します（表3参照）。

自法人の実情に照らし、該当する項目に「○」、しないものに「×」を付

けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握と改革の糸口を見つけられます。

なお、学校法人が設置している学校の種類により実施すべき内容が異なることがあるため、「大学・短期大学編」と「高等学校編」では項目内容を変えており、法人の形態に沿った内容となっています。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、教職員に回答してもらうことも、問題点、改善策を検討する有効な手段の一つです。

例えば、8区分のうちの一つ「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させるしくみを機能させている」という項目（設問22）があります。経営者である理事長や理事は十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「×」と付けるかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。

経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。組織運営の円滑化には教職員との良好な関係が築けているかが重要になります。

このように経営者、教職員とあらゆる立場の人間に回答してもらうことに

より、経営者だけでは気付けなかった問題点を浮き彫りにできます。

表3 管理運営等に関するチェックリストより抜粋（高等学校編）

チェック欄	主な項目	
1.ガバナンスの確立	1	理事長を中心とする理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能している
	2	一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力的体制が維持できている
3.組織運営の円滑化	20	教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
	21	組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	○ 22	教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
	23	評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
該当する○の数は… 2/5	○ 24	全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに自法人の実態に合った形に変更するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかつた項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提供▼「私学経営情報センター」が行うサービスの案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(32330)7829・78334
Eメール shien@shigaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

若手・女性研究者奨励金とは

私学事業団では、寄付金事業の一つとして、私立大学等に在籍する研究者を支援するため「若手・女性研究者奨励金」事業に取り組んでいます。

この奨励金は、私立大学等が取り組む教育・研究の次世代を担う人材の育成を図る「若手研究者奨励金」と、私立大学等における教育・研究の場におけるダイバーシティの推進を目的とした「女性研究者奨励金」という二種類で構成されており、その特色は次のとおりとなっています。

- ①基礎、応用を問わず、幅広く多様な分野の研究を対象としており、応募者本人の研究業績を問わず、推薦等も不要である。
 - ②これまでの研究結果や既成の概念にとらわれず、独創的な着眼点を持つた、特色あるチャレンジングな研究を支援する。
 - ③女性研究者奨励金については、女性にはさまざまなライフイベント等が存在している点を勘案し、あらゆる世代からの応募が可能である。
- ※若手研究者奨励金については年齢制限あり（39歳以下）。

助成業務

本事業団では、本奨励金のこうした特色を生かし、わが国の持続的な発展に不可欠となる、新たな価値の創造やイノベーションに寄与する多様な人材の育成に資する制度として構築していくためには、こうした制度を社会全体で支えるしくみとして構築することが重要であり、その財源を、企業の方々をはじめとして奨励金の趣旨にご賛同いただける皆様からの寄付金で賄うことにしています。

本事業団では企業や個人を対象として寄付金募集に取り組んでいるところではありますが、学校法人の皆様を対象として、その1本が未来をつくることを合言葉に「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置についてご理解とご協力をお願いしています。

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機の概要について

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機（以下「寄付金付き自販機」といいます）は、売上金の一部が若手・女性研究者奨励金への寄付金に充てられる自動販売機です。

本事業団が、寄付金付き自販機の設置をお願いする主な目的は次のとおりです。

- ①学生や教職員の方々に対して、教育・研究の振興や人材育成に対する貢献意識や参加意欲の向上を図ることで寄付文化の醸成に資する。
- ②制度周知と併せて、本奨励金対象者に対し、研究意欲向上と応募意欲の向上を促進する。
- ③社会全体で私学振興に取り組む意識の向上を図る。
- ④若手・女性研究者奨励金の安定的な財源を確保する。

寄付金付き自販機の設置にかかる諸条件の協議等につきましては、学校法人等（自販機設置者）のご事情に合わせて、本事業団が設定する協力事業者とご協議いただくこととしており、一本当たりの販売価格や寄付金額及び手数料等については、本事業団が、あらかじめ設定することはしていません。

また、寄付金付き自販機には、統一デザインを施します。デザイン施工に要する費用やその他設置費用等も協力事業者が負担しますので、初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

さらに、寄付金の本事業団への払い込みも協力事業者が行い、明細の発行もしますので、寄付金付き自販機の設置以降に学校法人等（自販機設置者）のお手間は原則としてかかりません。

なお、寄付金付き自販機の設置にご協力いただいた場合、本事業団では寄付者特典を設けています。（2019年度若手・女性研究者奨励金では若手・女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加しました）。

ぜひ、皆様におかれましても「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

設置をご検討いただけます際には、寄付金課までご連絡くださいますようお願いいたします。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
 助成部 寄付金課
 ☎03(32330)7316
 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付金募集に関する情報を集約して広く社会に公表する「私立学校寄付金ポータルサイト」(https://kifu-portal.shigaku.go.jp/)を開設し、私立学校が取り組む寄付金募集の取り組みの支援を行っています。

私立学校が、建学の精神に基づき実践する特色ある教育・研究は、多様な人材を輩出することで、我が国の発展に大いに寄与してまいりました。

しかし、ますます複雑化する社会において、今後も持続的な発展を遂げていくためには、多様な人材の活躍が不可欠であり、私立学校の果たすべき役割

割がますます重要となることは間違いないありません。

一方で、私立学校を取り巻く環境が、厳しさを増すなか、経営基盤の安定を図るためには、学生・生徒等からの納付金や補助金等で大半を賄うという従来の収入構造からの転換を図り、財源の多様化に努めることが不可欠であり、寄付金の獲得が大変重要な課題となっております。

本事業団では、受配者指定寄付金制度により、私立学校の寄付金募集を支援しております。

この制度を利用した寄付金受入額や受入件数は毎年増加しておりますが



「私立学校寄付金ポータルサイト」トップページ

表2 受配者指定寄付金制度利用学校法人数

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学	224	244	261	286	292
短期大学	14	15	18	20	20
高等学校等	120	126	129	130	142
幼稚園	17	26	26	26	28
専修学校	38	28	29	35	28
学校法人計	413	439	463	497	510

現物寄付のみで利用した学校法人を除く

図1

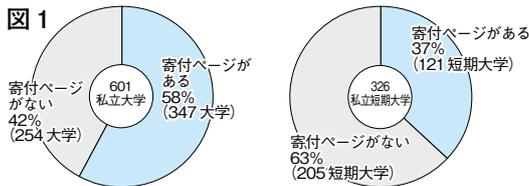
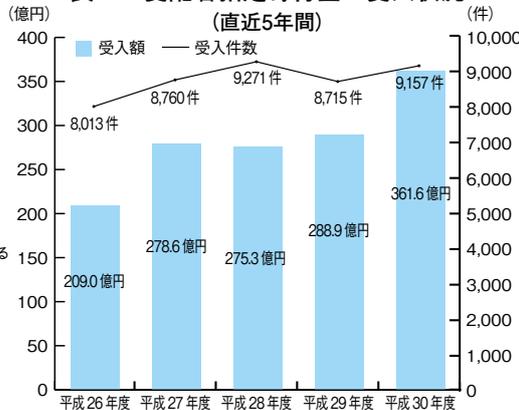


表1 受配者指定寄付金 受入状況 (直近5年間)



(表1参照)、この制度を利用している学校法人数を見ると年々利用法人の増加を確認できるものの、まだまだ寄付金募集に本制度を利用していない学校法人も多くみられます(表2参照)。

また、寄付金募集に関する情報の公表状況を確認するため、本事業団にお

いて、各私立大学・短期大学のホームページを閲覧し、寄付金募集に関する情報の公表状況を確認したところ、寄付金募集のページを確認できたのは、私立大学の58%、私立短期大学の37%に留まることも分かりました(図1参照)。

私立学校が取り組む寄付金募集活動においては、各学校の特色ある教育・研究活動やその他特徴的な学校の諸活動に関する情報等を広く公表し、寄付金がこうした取り組みに役立つものであり、社会貢献に資するものであることを明らかにすることが不可欠であり、このような取り組みに対する応援者を増やしていく活動を促進していかなければなりません。

本事業団の「私立学校寄付金ポータルサイト」は、私立学校が取り組む寄付金募集に関する情報を1か所に集約して公表するインターネットサイトであり、私立学校の寄付金募集に関する情報と併せて、特色ある取り組みやさまざまな教育や研究に関する情報等を自由に掲載することが可能ですので、各私立学校で寄付募集に関するホームページを作成することが困難である場合であっても、容易に広く社会に向けて情報を公表することができます。

さらに、各私立学校のホームページ等にリンクすることも可能となっておりますので、各私立学校が自ら公表する詳細な情報公表に繋げることもできる

ようにしています。
また、私立学校に対する寄付税制についても本事業団が解説していますので、税控除制度の概要等について、寄付者に伝える場としても活用することができます。

一般的に私立学校に寄付をする場合、寄付先の私立学校を決定してから当該学校のホームページ等を活用して、寄付募集に関する情報を確認したうえで、寄付をすることになりますが、社会貢献や教育・研究に対する貢献意識から寄付しようとするような、特に寄付先の私立学校を決めていない寄付者にとりましては、各私立学校の取り組みや寄付金募集に関する内容や手続き等を確認し、寄付者自らの意思で寄付先を決めるといったことが大変困難であり、結果として寄付の機会を喪失することにもなりかねません。

「私立学校寄付金ポータルサイト」は、私立学校の寄付金の使い道(表3)や所在地から検索できる機能を設けているほか、フリーワードによる検索機能も設けていますので、寄付をしようとする方の興味や関心等にに応じて自由に寄付先となる私立学校が検索できることから、比較的簡単に寄付先となる私立学校を探し出すことが可能となっております。私立学校と寄付者のマッチングを図ることで寄付機会が増加する可能性があります。

表3 寄付金の使い道について

特色ある教育を支援	私立学校が取り組む、建学の精神に基づいた特色ある多様な教育を応援したい
特色ある研究を支援	私立の大学や短期大学、高等専門学校が独自に取り組む独創的で発展的な特色ある研究を応援したい
奨学金による学生・生徒支援	私立学校に在籍する経済的に困窮する学生や生徒に対する奨学金など、私立学校が独自に取り組む学生生徒支援のための奨学金等の充実を応援したい
国際交流の取り組みを支援	教育や研究上の国際交流の取り組みや学生・生徒等の留学支援、留学生に対する支援などを応援したい
校舎や園舎など施設整備の支援	教育研究の充実のために必要な施設の設備や学生・生徒等の安全確保のために行う校舎等の耐震工事を応援したい
教育や研究のための設備購入支援	私立学校の特色ある教育や研究の実施に必要な設備装置や図書などの購入を応援したい
災害復旧支援	自然災害等により被災した私立学校に対して災害復旧、災害復興を応援したい

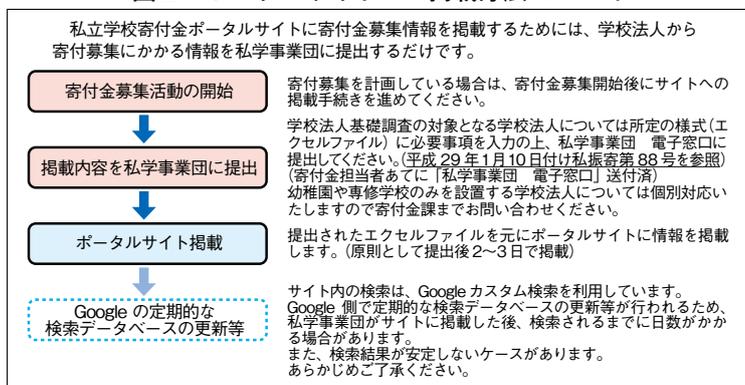
このサイトに寄付募集情報を掲載するに当たり、インターネットに関する技術や知識は一切不要です。

また、掲載にかかる費用等も一切必要ありません。掲載の際に大切なことは、さまざまな目的を持ってこのサイトを訪れた閲覧者に対し、各私立学校の取り組みや特色等が検索結果にしっかりと反映されることであり、閲覧者にそうした内容を分かりやすく伝えることです。

なお、掲載の手順の詳細につきましては、(図2)をご参照ください。ようお願いいたします。

本事業団では、「寄付金ポータルサイ

図2 ポータルサイトへの掲載方法について



ト」を通じて、私立学校に対する社会一般からの寄付による支援の輪を拡大することに、私立学校に対する寄付文化の醸成に努めてまいりたいと考えています。

そのためにはさまざまな私立学校が多様な特色ある教育や研究に取り組み、こうした取り組みを通じて社会に貢献しているという事実について周知を図ると同時に、こうした取り組みを実施するに当たって、各私立学校は幅広く社会一般からの寄付による応援を必要としていることを広く社会に伝えることが大変重要です。

また、より多くの情報をこのサイトに集約し、たくさんの私立学校の取り組みの中から、寄付先を選択できるような環境を整えることが、本サイトの利用者を増やすことにも繋がります。

「私立学校が取り組む教育や研究に寄付をする」ということを、これまで以上に一般的なものとし、寄付文化を醸成していくためにも、ぜひこのサイトをご活用くださいますようお願い申し上げます。

本サイトについて、ご不明な点等がありましたら遠慮なく助成部寄付金課までお問い合わせください。

また、本サイトでは、学校全体で取り組み、学校の特色ある教育研究の取り組みと寄付募集がマッチングしているなど、特に特徴的で他の私立学校の参考となるような寄付金募集の取り組みを紹介する「寄付募集の取り組みピックアップ」を掲載しています。

私立学校ならではの取り組みを中心に紹介してまいります。各学校法人の中で寄付募集に関するユニークな取り組み等がございましたら、ぜひご紹介くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
助成部 寄付金課

TEL 03(3)2300(7)317・7318
Eメール kifukin@shigaku.go.jp



就任のあいさつ

理事 渡部 英樹
わたなべ ひでき

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、財務・共済総括を担当することとなりました。本事業団の使命である私学振興のために、誠心誠意取り組んでまいり所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

私は、旧文部省及び文部科学省での長年の勤務の中で、私学共済制度や本事業団の運営に深く関わってまいりました。私学共済制度については、毎年のように、医療や年金等に関するさまざまな制度改正に直面し、特に基礎年金の導入を柱とする年金大改革やJRC共済年金の救済措置等に関する対応については思い出深く残っています。また、平成10年の本事業団の設立に関しては、旧私学振興財団と旧私学共済組合の二つの法人を統合し、新たな私学振興の中核組織を構築すべく、多くの調整や法令改正に追われました。さらには、平成17年から27年にかけて被用者年金の一元化問題に取り組み、関係各省・国会・マスコミ等への対応を、夜を徹して行ったことが思い出されます。こうした中で、多くの関係者の方々と交流できたことは、私にとって大変

貴重な経験・財産になりました。

さて、少子高齢化や人口減少、さらには急速なIT化やグローバル化の進展、価値観の多様化といった社会変革は、我が国の学校教育にも多大な影響を及ぼしてきております。こうした変化の激しい時代においても、資源小国である日本が成長し続け、安定的な社会を持続していくためには、物事を的確に捉え、柔軟な発想と責任ある行動で対処できる有為な人材を育成していくことにかかっていると思われれます。中でも、その量的規模はもろろんのこと、建学の精神に基づき多様な創意工夫に満ちた学校運営を展開し、社会に貢献する数多くの人材を輩出してきた私立学校に寄せられる期待は、これまで以上のものと推察されます。

そうした私立学校の重要性を十分認識しつつ、私自身のこれまでの経験も生かしながら本事業団が担う私立学校の運営基盤の形成に寄与する助成事業と私学教職員の福利厚生を図る共済事業を的確に実施し、私学関係者の皆様はもとより社会全般の信頼を受け続けられるよう努めてまいり所存です。で、何卒よろしくお願い申し上げます。

学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

医療保険者に義務付けられたデータヘルス計画策定においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること（コラボヘルス）が求められています。

そのため、私学事業団においても、策定した第二期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内にある学校法人等代表者向けの特定健康診査等のページを平成30年12月にリニューアルしました。教職員の健康情報をより分かりやすく提供していますので、学校法人等の健康経営のためにご活用ください。

◆閲覧場所

私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼私学健康経営支援サイト

◆利用方法

平成30年11月に送付したログインID・パスワードを使用し、アクセスしてください。ログインID・パス

◆掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図（肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能）
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報

ワードが不明の場合は、保健課健康管
理係にお問い合わせください。

なお、平成30年11月以降、新たに私学共済の適用となった学校には、令和元年7月にログインID・パスワードをお知らせする予定です。



（ログイン画面イメージ）

ヘルスケアポイントの利用案内

「QUPiO Plus(クピオプラス)」にリニューアルしました 福祉部 保健課

ヘルスケアポイントをもっと活用していただけるよう、「QUPiO Plus」にリニューアルしました。加入者等の「健康づくり」のために、ヘルスケアポイントの周知をお願いします。

対象者

令和元年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳(今年度中に30歳になる人を含みます)～74歳の加入者(任意継続加入者を含みます)及び被扶養者(以下「加入者等」といいます)。

ただし、40歳(今年度中に40歳になる人を含みます)以上の人は、平成31年4月1日に加入者等である人に限りません。

ポイント付与対象

日々の体重等の記録や、特定健康診査の受診、特定保健指導の利用及び終了、共済業務課主催のポイント付与対象イベントへの参加等によって、それぞれ所定のポイントが付与されます。

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」Web版 (<https://www.qupioplus.jp/user/>) にアクセスし、図のとおり私学事業団専用画面からログインして、利

用登録を行います。

私学事業団専用画面に、後述する認証コードを入力してログインし、別途個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。

登録に関する問い合わせ先

0120(818)448

認証コード

①今年度40～74歳になる加入者等

特定健康診査の受診後に私学事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードでログインしてください。

※すでに特定健康診査を受診している人は、平成30年度までに送付した健康情報冊子「QUPiO」に記載されているログインIDとパスワードを使用して、「QUPiO」Web版 (<https://www.qupio.jp/shigakukyosai/>) からログインすることが可能です。

②今年度30～39歳になる加入者等

該当する加入者等には6月下旬(予

定)に学校等(任意継続加入者には届け住所)宛てに、認証コードを通知します。

※平成30年度にログインIDとパスワードを送付した人には、改めて認証コードは送付しません。平成30年度に送付したログインIDとパスワードを用いて上記「QUPiO」Web版からログインしてください。

③次年度以降に30歳になる加入者等

30歳になる年度の6月に学校等を通して認証コードを通知します。

商品交換の方法・ポイントの有効期限

2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます。貯まったポイントはご自身で「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、送付先住所等を入力し、交換手続きを行ってください。有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

詳細は、私学共済ホームページ「福祉事業▼ヘルスケアポイント」をご覧ください。

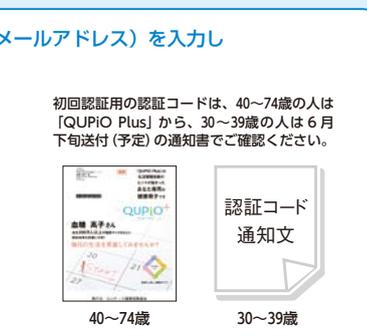
図 利用登録の方法

● QUPiOを利用したことがない人

- 私学事業団専用画面にアクセスする
<https://www.qupioplus.jp/user/>
- 「新規登録会員はこちら」をクリックする
- 初回認証用の認証コード及びログインID(メールアドレス)を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする

● QUPiO を利用している人

これまでどおり QUPiO にログインすると、QUPiO Plus への再登録画面が表示されます。案内に従って登録をお願いします。



標準報酬月額の設定決定

基礎届書の提出期限は
令和元年7月10日(水)です
業務部 資格課

標準報酬月額は、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。このため、実際に受けている報酬月額との差が生じないように、毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額の定時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を標準報酬基礎届書(以下「基礎届書」といいます)で報告していただき、その3か月間の報酬月額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することをいいます。

基礎届書の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。
なお、あらかじめ電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

基礎届書による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかに○印をして、4・5・6月の各月の報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。

◆対象となる加入者
・資格取得日が令和元年5月31日以前で、7月1日現在加入している人

(注) 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の入及び後期高齢者医療制度の被保険者になつた人も対象になります。

◆対象とならない加入者

・資格取得日が元年6月1日以後の人
・7月に標準報酬月額が改定される人

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙(学校法人等で作成した「基礎届書」)による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。

なお、「基礎届書」が送付された学校法人等は、今年度の定時決定を電算用紙で提出することはできません。

◆電子媒体による届け出

電子媒体(CD-R又はUSBメモリ)により「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼資格関係)で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の申請は不要です。

今年度、電子媒体により報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。

◆基礎届書の記入上の注意事項

①加入者番号(特に所属学校変更後の個人番号)が正しく記入されているか確認してください。

②4・5・6月に実際に支払われた報酬月額を記入してください(給与が翌月払いで、3月分給与であったとしても4月の報酬として取り扱います)。

③加入者区分及び賃金形態に応じた支払基礎日数を次の内容に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。

ください。

・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数。

【例】

通常の加入者で、月給制の人が暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合

↓学校法人等が定めた日数(所定労働日数)が21日であるならば、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となり17日未満のため、0円と報告してください(暦日数31日から7日引いた24日はありませんので、注意してください)。

・日給制、時給制：実際の出勤日。
・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれません。

④休業開始年月が令和元年5月又は6月の場合は、元号の修正をせずに平成31年5月又は6月と記入してください。ただし、電子媒体作成機能では、新元号での入力の様様となっています。

送付する通知文に、記入上の注意事項や記入例を掲載していますので、参照のうえ作成して提出してください。

標準報酬月額改定が必要とき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は、標準報酬月額改定が必要となります。

固定的給与の変動に伴う標準報酬月額の改定（随時改定）

固定的給与の変動や、給与体系の変更などにより、変動月以降の継続した3か月間の報酬の平均が、現に確認されている標準報酬月額に比べて、標準報酬月額表で2等級以上（※1）の増減に該当した場合は、届け出が必要です。変動月とは、実際に昇（降）給などの支払いがあった月のことです。

※1 標準報酬月額表の上限と下限で確認されている人は1等級の増減でも改定になります。

◆標準報酬月額の改定月

変動月から4か月目

「標準報酬月額改定届書DL」に、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかの区分に○印をし（即時改定、産休・育休改定、年平均額による随時改定も同様）、3か月の報酬月額とその平均額を記入して、改定月の10日までに提出してください。

なお、変動月以降の継続した3か月の報酬支払基礎日数が、通常の加入者は17日以上、短時間労働加入者は11日以上あることが必要です。

年平均額による随時改定

定期昇給と例年発生する業務繁忙の時期が重なることにより、通常の方法により随時改定を行うことが著しく不均衡となる場合（※2）があります。その場合は、加入者本人の同意に基づき年平均額による随時改定が可能です。通常の随時改定と改定月は同じですが、要件や必要書類等が異なります。

詳しくは、私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕に掲載している通知文及びQ&A、様式用紙等のダウンロードを参照してください。

※2 通常の随時改定として算出した標準報酬月額と、年平均額から算出した標準報酬月額との間に2等級以上の差がある等の場合をいいます。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準報酬月額の改定（即時改定）

60歳以上の加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の①～④すべての要件に該当した場合は、再雇用日より即時に改定することができます。

- ① 60歳以上であること
- ② 同一学校法人等において雇用契約上一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用されること
- ③ 当該再雇用時において、現に確認されている標準報酬月額と比べ、1等級以上の増減があること
- ④ 本人が改定を希望していること

なお、即時改定の要件を満たさない場合でも、上記の固定的給与の変動等に伴う標準報酬月額の改定に該当する場合は、随時改定の届け出が必要です。

◆標準報酬月額の改定月

再雇用された日の属する月

◆届け出の方法

「標準報酬月額改定届書（即時改定用）DL」に、加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

産休・育休等終了後の標準報酬月額の改定

3歳未満の子を養育する加入者が、産前・産後休業や育児休業等（以下「産休・育休等」といいます）を終了後に継続して勤務し、次の①～③すべての要件に該当した場合は、改定することができます。

- ① 産休・育休等を終了した日において、当該休業等により養育している子が3歳に達していないこと
- ② 職場復帰の日を含む3か月の報酬の平均が、現に確認されている標準報酬月額に比べ、1等級以上の増減があること
- ③ 本人が改定を希望していること

◆標準報酬月額の改定月

産休・育休等の終了日の翌日の属する月（復職した月）から4か月目

◆届け出の方法

加入者が復職して3か月を経過した後、「標準報酬月額改定申請書（産休・育休終了者用）DL」に3か月の報酬月額とその平均額を記入して、速やかに提出してください。

・復職が月途中で、報酬支払いの対象となった日数が、通常の加入者は17日未満（短時間労働加入者は11日未満）であるときは、その月は0円と記入してください。支払基礎日数を満たしている月数で平均額を算出します。復職後の3か月以内に支払基礎日数を満たす月が1月もない場合は、改定することはできません。

・産休・育休等終了後の標準報酬月額改定により標準報酬月額が下がる場合は、「養育期間標準報酬月額特例申請書DL」を提出することで、年金算定時に従前の標準報酬月額が保障されます。

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和元（2019）年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールのとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

◆加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、健康診断の結果を活用します。健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いいたします。

また、「標準的な質問票^④」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

◆被扶養者の特定健康診査

特定健康診査の対象となる被扶養者には「案内書（被扶養者向け）」と受診券を学校法人等に送付します。確実に被扶養者に受診券が届くよう、加入者に配付してください。

◆提出方法のお願い

健診結果データは、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導のフォーマットを使用した紙又は電子

データでの提出にご協力ください。

なお、電子データについては、データの処理を速やかに行うため、「健診結果XLM・CSVデータチェック機能」で作成した電子データをチェックしてから、提出してください。

◆健診結果データの提出期限

①元年9月末日まで

②元年10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、2年1月31日です。

③2年2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、2年5月31日です。

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

◆加入者の健康維持のために、特定健康診査の実施率向上にご協力ください

医療費適正化を図る観点から、国は全保険者の実施率の公表を始め、後期高齢者支援金の加算・減算制度も厳しさを増しています。本事業団においても、平成30年度実施分から学校ごとの実施率を算出し、上位校を公表する予定です。

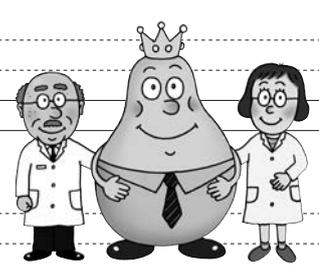
特定健康診査の実施率向上にご協力ください。

令和元（2019）年度スケジュール

月	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
令和元年 6月	6月下旬に発送 ・案内書（実施要領等） ・対象者リスト ・被扶養者の受診券 （有効期限：2年3月31日）	学校法人等へ依頼 定期健康診断結果データの提出 案内書（被扶養者向け）の配付 加入者経由で被扶養者へ依頼 受診券の利用による健診結果 データの提出（支払基金経由）	
7月	元（2019）年度分健診結果データのシステム登録開始		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券 〔有効期限：2年7月31日〕を同封		特定保健指導 利用開始
9月		①学校法人等からの健診結果データ 提出期限（1回目）	
10月		（順次） ②学校法人等からの健診結果データ 提出期限（2回目…10月以降に定期 健康診断を実施する学校法人等） 〔受診券の有効期限：2年3月31日〕 ＜次年度＞	
11月	国へ平成30年度分特定健診等実績報告		
12月			
令和2年 1月		③学校法人等からの健診結果データ 提出期限（3回目…2～3月に定期 健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			〔利用券の有効期限 ：2年7月31日〕

加入者の健康維持のため、学校訪問型保健指導の利用などさらなる実施率向上にご協力をお願いします。なお、特定健康診査の受診や特定保

健指導の利用・終了はヘルスケアポイントの付与対象にもなります。ヘルスケアポイントについては、本誌13頁を参照してください。



職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上や通勤途上の災害の場合

病気やケガの原因が職務上や通勤途上の災害の場合は、労働者災害補償保険法の適用となり加入者証や被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は使えません。この場合は、医療機関等を受診の際に職務上や通勤途上の災害であることを伝えて、後日学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

交通事故等にあったとき

加入者や被扶養者（以下「加入者等」といいます）が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害でなければ、原則、加入者証等を使って保険診療を受けることができません。

しかし、この場合の治療費は、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替え払いをします。で、後日、相手方（相手方が加入している自賠責保険など）に請求することとなります。保険診療を受ける際には、必ず短期給付課に連絡してください。

◆警察への届け出は「人身事故」扱い

道路交通法による事故届けには「人

身事故」と「物件事故」がありますが、「人身事故」の届けをおすすめします。「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われないこともあるため、追加の書類が必要です。

◆示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、加入者等に対して治療費の返還を求めることがあります。

示談の際には、「私学事業団が一時的に立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようにお願いします。

◆このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合があります。

【例】

- ・加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中の車に対する追突事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・他人の飼犬にかまれた等のケガ
- ・スキー滑走中の衝突事故
- ・けんかや暴行によるケガ

加入者証等を使用したときは、遑って本事業団に治療費を返還するなどの手続きが必要となりますので、必ず短期給付課まで連絡してください。

私学共済ホームページのログインページのご案内

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページには、事務担当者用と加入者用のログインページがありますので、ご利用ください。

私学共済ホームページのURL

<https://www.singakukyosai.jp/>

事務担当者用ページの掲載内容

共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュールと概要及びQ&A等

事務担当者の基礎知識

標準処理期間、新規加入者向けリーフレット、退職者向けリーフレット等

資格関係

電子媒体での申請や学校法人等において発行する療養資格証明書等

年金関係

老齢・退職の年金の請求案内等

福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導に関する情報、貸付け償還額の試算表等

私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等

※ユーザー名、パスワードは18頁を参照してください。

加入者用ページの掲載内容

私学共済制度の概要等

資格取得からの手続きフロー、新規加入者向けリーフレット、退職者向けリーフレット等

私学共済制度の刊行物

加入者向け広報「レター」、私学共済ブック等

福祉事業のご案内

メンタルヘルス等相談サービス、祝品・見舞品贈呈事業、永年勤続加入者直営施設利用優待券等

※ユーザー名、パスワードは加入者向け広報「レター」又は『私学共済ブック2019「保健・宿泊編」』194頁を参照してください。

事務担当者用ページ・加入者用ページのログイン方法



私学共済ホームページのトップページ右側にある、事務担当者用ページ又は加入者用ページ「ログイン」ボタンをクリック

↓

ユーザー名とパスワードを入力してログイン

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除きます）へ送付します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。賞与掛金等は、6月19日（水）受付分までを、6月分の掛金等（7月送付）で調定する予定です。

〔賞与等支給報告の注意点〕

- ・賞与等の支給がない場合、提出は必要ありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がいる場合は、該当する加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。
- ・電子媒体は、CD-R又はUSBメモリのいずれかで提出してください。
- ・電子媒体で報告する際、電子申請データを暗号化することも可能です。 【業務部 資格課】

私学共済ホームページ
改元後の新用紙への切り替えをしました

改元に伴う様式用紙等の取り扱いについては、本誌平成31年4月号でお知らせしましたが、改元後の新用紙への切り替えが5月で完了しました。私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕に掲載していますので、ご利用ください。 【広報相談センター 広報班】

加入者向広報「レター」7月号等、
令和元年版「事務の手引」を送付します

上記の広報刊行物を7月上旬に学校法人等宛てに送付します。「レター」の送付対象者は、5月末現在の加入者です。 【広報相談センター 広報班】

貸付けの申し込み締切日に
ご注意ください

7月2日（火）送金分は6月14日（金）、7月22日（月）送金分は6月28日（金）が申込締め切り日です。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日・祝日のときは順次繰り上がりますので注意してください。【福祉部 貸付課】

積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月28日（金）必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。 【福祉部 保健課】

6月の共済業務スケジュール

3日(月)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 5月分定期償還期限
7日(金)	生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
10日(月)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 5月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 5月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 6月分定期償還期限
10日(水)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限（必着）
12日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、5月1日(水)～9月30日(月)までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

2019年度 若手・女性研究者奨励金を配付しました

若手・女性研究者奨励金は寄付金を財源としています。2019年度の本奨励金配付にあたりご寄付を賜りました皆様に心から御礼を申し上げます。

一般社団法人 日本工業倶楽部 様
 第一生命保険株式会社 様
 三菱UFJ信託銀行株式会社 様
 三井住友信託銀行株式会社 様
 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 様
 ANAホールディングス株式会社 様
 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 様
 株式会社三菱UFJ銀行 様

他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

若手・女性研究者奨励金は、多様で特色ある教育・研究に取り組む、私立大学等の未来を担う若手研究者や女性研究者が、自ら発案し、自ら取り組む研究に対して研究機会を創設することを目的として配付するものであり、社会全体で若手・女性研究者の支援を行うしくみを構築することが重要であるという考えの下、その財源を寄付金で賄うこととしています。

私学事業団では、この若手・女性研究者奨励金に対する寄付金募集に積極的に取り組み、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316～7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「授業料減免事業の実態調査」の事例紹介

平成30年度に、私立大学等の授業料減免事業について実態調査を行いました。調査の中から、特色ある奨学金

制度の事例をホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶私立大学等経常費補助金▶私学助成改革推進事業▶授業料減免事業の実態調査〕

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7290・7295・7296・7312

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月28日(金)

- 〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕
→土地・建物面積等、財務関係等
- 〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用)〕
→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「平成30年度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」を文部科学大臣・知事所轄学校法人ともに私学情報室までご郵送ください。

なお、文部科学大臣所轄法人については、補助金課に提出している場合でも、別途提出してください。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

詳しくは、平成31年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

京 都 しら かわ いん 院 白 河

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅それぞれから、⑤番「国際会館駅」・岩倉行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

第44回「京の夏の旅」文化財特別公開

— 令和元年7月6日(土)～9月30日(月) —

本格的京会席コース 1泊2食 (2名1室 / 1名様)
 12,900円 14,000円 15,200円 (夕食の内容により)
 取扱期間: 通年 (年末年始を除きます)
 ※別途京都市宿泊税が1名様1泊につき200円加算されます。

お食事プラン

会席コース	6,000円	7,100円	8,300円	} 昼のみ
ミニ会席	4,700円	湯豆腐会席	3,800円	
松花堂	3,500円			



旧三井家下鴨別邸 (8月8～27日公開)

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩7148 ☎0269(34)2102
 JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで約40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

高山の花を楽しむ

白樺に若葉が芽生えたこの時期、志賀高原では花々の開花とともにトレッキングシーズンが始まります。やまゆり荘の近くでも、さまざまな高山の花畑を見ることができます。雄大な自然を体感してみませんか。

新緑プラン 1泊2食 (1名1室 / 1名様) 7,800円
 (2名1室 / 1名様) 7,200円
 (3名1室 / 1名様) 6,700円

取扱期間: 令和元年7月12日(金)まで



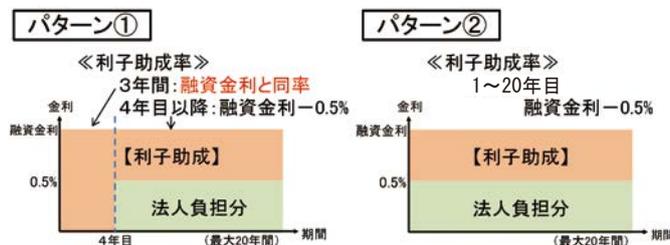
夏のスキー場とヤナギラン

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

(イメージ図: 返済期間20年の場合)



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和元年5月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.304	年% 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.404	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.304	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については、対象となりません。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp